

令和2年度 精神保健福祉資料  
指標算出の前提となるデータ加工について  
(630調査)

## 1. 調査対象施設

- ①自治体調査：47都道府県および20政令指定都市の主管課
- ②医療機関調査：全国の「精神科もしくは心療内科」を標榜しているすべての医療機関
- ③訪問看護ステーション調査：全国の「すべて」の訪問看護ステーション

## 2. 調査ポイント

### ①自治体調査

- ・管内の医療機関および訪問看護ステーション数、医療圏の数等
- ・毎年「6月1ヶ月間」の非同意入院の「入院届」「退院届」および精神医療審査会機能

### ②医療機関調査

毎年「6月30日午前0時時点」の

- ・各医療機関機能および職員、病棟機能
- ・在院患者の状況
- ・医療保護入院患者の状況
- ・訪問看護機能

### ③訪問看護ステーション調査

- ・毎年「6月1か月間」の利用者数および各種届出状況、スタッフの内訳

# 令和2年度630調査 調査内容（自治体票）

	調査内容
①精神科医療機関機能	<ul style="list-style-type: none"><li>① 精神科・心療内科を標榜する医療機関や訪問看護ステーションの実態</li><li>② 自治体の各種医療圏域の現状</li></ul>
②医療保護入院・措置入院・緊急措置入院・応急入院の入院届	<p>自治体が毎年「6月 1 ヶ月間」に受理した入院届の記載内容から</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 非同意入院で入院した精神疾患患者について、今回入院や前回入院の詳細な状況</li><li>② 入院届の届出受理の状況</li></ul>
③医療保護入院・措置入院の退院届・消退届	<p>自治体が毎年「6月 1 ヶ月間」に受理した医療保護入院の退院届および措置入院の消退届の記載内容から</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 非同意入院で入院した精神疾患患者について、入院の詳細な状況</li><li>② 退院届の届出受理の状況</li></ul>
④精神医療審査会	<ul style="list-style-type: none"><li>① 精神医療審査会の合議体の実態</li><li>② 前年「4月」から調査年「3月」で扱った退院請求について、受理状況と処理状況</li><li>③ 同 処遇改善請求について、受理状況と処理状況</li></ul>

# 令和2年度630調査 調査内容（医療機関票）

	調査内容
①施設の基本属性および概要	毎年「6月30日時点」で ① 医療機関（病院、診療所）について、病床数、病棟数、精神科に関わる職員数等の基本属性 ② 医療機関が有する機能 ・ 認知療法・認知行動療法や重度アルコール依存症入院医療管理加算等の届出状況の有無 ・ 同一法人内施設 ・ 医療従事者向けの、疾患ごとに対応した研修の受講状況 ・ 訪問診療の実施状況 ・ 退院後生活環境相談員の配置実態
②施設の概要	毎年「6月30日0時時点」で、各医療機関が有する施設の概要（各病棟について、届出入院料、開放区分、保護室数等）
③在院患者について	毎年「6月30日0時時点」で在院している、主診断が精神疾患である全ての入院患者について、患者動態を含む入院の実態
④退院患者について	毎年「6月1ヶ月間」に退院した、主診断が精神疾患である全ての入院患者についての退院状況等
⑤医療保護入院患者について	調査前年「6月1ヶ月間」に医療保護入院した患者について、入院中の退院支援委員会の実施や退院状況等
⑥訪問看護部門について	訪問看護部門を有する医療機関について、利用実態および機能

# 令和2年度630調査 調査内容（訪問看護ステーション票）

	調査内容
①届出、指定状況	毎年「6月30日現在」での、施設基準の届出および指定の状況
②利用状況	毎年「6月 1ヶ月間」の特に精神疾患の利用者に着目した利用状況
③職員数	毎年「6月30日現在」で訪問看護にかかわる職員の実態

# 令和2年度630調査 病院・病床区分別集計の定義

## 病院の種別（1）

1.特定機能病院	高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院として、第二次医療法改正において平成5年から制度化
2.地域医療支援病院	医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認
3.一般病院	上記以外の医療機関で、精神病床以外の病床を有する医療機関
4.精神病床のみを有する病院	すべての病床が精神病床である医療機関

## 病院の種別（2）

1.都道府県立精神科病院等	精神保健福祉法第十九条の七第2項にもとづく、国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人が設立主体である医療機関（すべての病床が措置入院の受け入れ病床）
2.指定病院	精神保健福祉法第十九条の八にもとづく指定病院（一部の病床が措置入院の受け入れ病床）
3.その他	上記以外の医療機関で、精神病床以外の病床を有する医療機関

## ①在院患者数

毎年「6月30日午前0時時点」に精神病床に入院している患者数（精神病床以外の病床の患者は含まない）。

## ②主診断

診療録に記載されている主診断を転記（主診断の定義はICDのFコード分類に準じる）。

## ③隔離・拘束状況

毎年「6月30日午前0時」時点の「指示」の有無のカウントを集計。

630調査集計資料の「隔離有」には「隔離指示のみ有」の患者も「隔離・拘束の両方の指示が有」の患者が含まれる。拘束も同様である。

## ④患者住所地

診療録上の「入院前患者住所地」が「病院の所在地」と「同一」であるか「異なる」かを基準にそれぞれの実数をカウント。

この情報は「地域精神保健福祉資源分析データベース：ReMHRAD（リムラッド）」にも活用されている。

# 令和2年度630調査 データの処理について

## (1) 空欄（未記入）に関する基本処理

- ① 選択肢から選んで回答する項目が空欄 → 「不明」
- ② 「有」「無」のいずれかを回答する項目が空欄 → 「無」
- ③ 数値を回答する項目が空欄 → 「0」または「不明」

※なお、関連する他の項目の回答から補完が可能な場合には、適宜修正

## (2) 所定外の回答（選択肢以外の回答等）に関する基本処理

- ① 回答内容を選択肢の項目のいずれかに分類
- ② 数値で回答する項目に、数値の幅で回答している場合には、中央値で補完
- ③ ①、②いずれにも該当しない場合には、「不明」

## (3) 回答内容の整合性がとれない場合の処理

- ① [医療機関票] 病棟の在院患者数が届出病床数を大きく上回っている場合  
・届出病床数の回答を、在院患者数で補完



# 令和2年度630調査 データの処理について

## (4) 集計の対象外となる回答の処理

[自治体票]

### □精神医療審査会

受理日が調査年の4月1日以降の患者

→ 集計対象外とみなし、削除

受理日、意見聴取日、審査日、不審査決定日、通知日のいずれも調査前年度（調査前年の4月1日から調査年の3月31日）に含まれていない患者

→ 集計対象外とみなし、削除

## (5) その他

[医療機関票]

### ①都道府県立精神科病院等の医療機関

→ 措置入院の指定病床数を0（全病床が措置入院受入可能病床）

### ②医療機関番号、医療機関名、所在地がすべて同一の場合

→ 医療機関の重複とみなし、一方を削除

### ③研修を受けた職員数

→ 1未満（小数点以下）の回答については、「不明」とし、集計に含めない。

## (5) その他

### [自治体票]

#### ①精神科医療機関機能

配布数が医療機関票に回答した医療機関数を上回る場合について、回答値に処理は行わない（回答率が100%を超える自治体がある）。

#### ②医療保護入院・措置入院の退院届・消退届

退院後の処置が、「医療保護入院」「任意入院」の場合、「入院継続」とする。

#### ③精神医療審査会

##### 意見聴取の有無について

意見聴取日の記載があり、意見聴取の有無が空欄または選択枝外の場合は、意見聴取を「1.対面での意見聴取」とする。

##### 意見聴取の内訳について

「1.対面での意見聴取」（前年4月から当年3月に実施）と

「2.書面での意見聴取」「3.その他」（実施時期は問わない）を計上し、その内訳を算出する。

##### 請求に対する意見の内訳について

前年4月から当年3月に審査が完了した患者について、請求に対する意見の内訳を算出する。

##### 不審査決定の理由の内訳について

前年4月から当年3月に不審査決定した患者について、不審査決定の理由の内訳を算出する。

##### 請求に対する意見について

退院請求の患者が処遇改善請求の項目を選択している場合、または、処遇改善請求の患者が退院請求の項目を選択している場合については、請求に対する意見を不明とする。

## (5) その他

[自治体票]

### ①精神医療審査会

#### □日付の前後関係の逆転について

受理日、意見聴取日、審査日、不審査決定日、通知日のいずれかの日付について前後関係の大幅な逆転がある場合には、年または月の入力間違いとみなして修正する。

#### □日付の記載について

通知日と不審査決定日の両方に記載がある。

→ 請求に対する意見が「不審査決定の理由」でない場合には、通知日の記載のみとする。

審査日と不審査決定日の両方に記載がある。

→ 請求に対する意見が「不審査決定の理由」でない場合には、審査日の記載のみとする。

#### □要した日数について

下記の組み合わせについて、該当する両日が年度内に入っており、かつ順序が逆転していないものを対象にして日数を集計する。

- ・ 請求受理から意見聴取まで
- ・ 意見聴取から審査まで
- ・ 審査から結果通知まで
- ・ 請求受理から結果通知まで
- ・ 請求受理から不審査決定まで